大阪弁護士会　主催：大阪弁護士会　共催：（公社）大阪府不動産鑑定士協会、（公社）民間総合調停センター

土地・建物の賃貸人・賃借人、不動産関係者向けシンポジウム

不動産賃料増額請求をめぐる実務と紛争解決

日時　令和８年 11 月 28 日（土）

場所　**大阪弁護士会館**　〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満 1-12-5

シンポジウム　13：30 ～ 14：30　10 階会議室 1001・1002

法律相談会　13：30 ～ 15：30　1 階相談室

物価上昇や地価変動等を背景に賃料改定の相談が増加している中、法律と不動産評価の専門知識が必要なため、適切な相談先が分からず、十分な情報を得ないまま紛争に至るケースも少なくありません。

そこで今回は、弁護士会・不動産鑑定士協会・民間総合調停センターが連携し、シンポジウムと無料の個別相談会を企画いたしました。

賃料改定に関する理解を深め、適切な解決に向けた相談窓口を知っていただく機会として、ぜひご参加ください。

シンポジウム
13：30 ～ 14：30

継続賃料（不動産賃料増額請求）をめぐる実務と紛争解決

講師

田中 豊生 氏
大阪弁護士会　弁護士

杉若 浩孝 氏
公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会
不動産鑑定士

北川 慎一郎 氏
公益社団法人民間総合調停センター
弁護士

先着順
シンポジウム終了後、弁護士及び不動産鑑定士に相談できます。

同時開催
13：30 ～ 15：30

継続賃料についての弁護士と不動産鑑定士による

無料合同法律相談会

弁護士と不動産鑑定士が同席し、「法律」と「適正賃料」の両面から、一緒にご相談に応じます。

貸主・借主、どちらのお立場からのご相談も歓迎します。

問い合わせ：大阪弁護士会総合法律相談センター
TEL. 06-6364-1248　平日午前 9 時～午後 5 時

お申込み方法は裏面をご確認ください

土地・建物の賃貸人・賃借人、不動産関係者向けシンポジウム

不動産賃料増額請求をめぐる実務と紛争解決

令和 8年 11月 28日(土)

シンポジウム　13：30 ～ 14：30　　法律相談会　13：30 ～ 15：30



シンポジウムと無料法律相談会の両方に参加される場合は、それぞれお申し込みください。

シンポジウム申込み　定員 100 名＜申込期限：11 月 27 日（金）＞

下記 URL または QR コードからお申込みください。
※会場の定員を超え、申込みを受け付けることができない場合のみ個別に連絡を差し上げます。
https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/20261128/shinpo/

法律相談会申込み　定員 20 名＜申込期限：11 月 25 日（水）＞

下記 URL または QR コードからお申込みください。
※申込みを受け付けることができない場合のみ個別に連絡を差し上げます。
https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/20261128a/soudan/

・弁護士と不動産鑑定士が対応します。
・相談時間は 30 分以内です。
・相談料は無料です。
・継続賃料等の不動産関係のご相談に限ります。

【参加にあたってのご協力のお願い】
発熱がある方や体調不良の方はご参加をお控えください。

大阪弁護士会館

〒530-0047
大阪府大阪市北区西天満 1-12-5

ACCESS

・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車26号階段から徒歩約7分
・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

